

お知らせ
**固定資産課税台帳の
 縦覧について**

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間

4月1日(火)～

4月30日(水)

(ただし、土・日・祝日を除く
 8時30分～17時30分)

縦覧できる人

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人
 ※土地・家屋をもっている
 固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。

縦覧場所

税務課、各総合支所住民課
記載事項

土地：所在、地番、地目、地積、価格
 家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社

印又は代表者印)・運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

縦覧手数料

無料

お知らせ
**固定資産課税台帳の
 閲覧について**

納税者ご自身が所有する自己の固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによって、確認することが可能です。

この閲覧制度については、借地人・借家人等の賃借権等を有する方も対象ですが、借地人等である方についてはその賃借権等を有する土地について、借家人等である方についてはその賃借権等を有する家屋及びその敷地である土地についてののみ、閲覧又は証明の交付を受けることができます。

期間

随時(土・日・祝日を除く
 8時30分～17時30分)
 閲覧できる人

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人等

閲覧場所

税務課、各総合支所住民課
記載事項

土地：所有者の住所、氏名、所在、地番、地目、地積、価格等
 家屋：所有者の住所、氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等

手数料

有料300円(ただし、納税義務者については縦覧期間中は無料です。)

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

※借地人・借家人等については、別途賃貸借契約書・領収書等の書類が必要です。

お知らせ
**住宅耐震改修に伴う
 固定資産税の
 減額措置について**

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合する耐震改修(一戸あたり工事費30万円以上)を行い、その旨が証明(証明書の発行は建築士等)された場合、耐震改修工事の完了期間に限り、当該住宅に係る固定資産税額(一戸あたり120㎡相当分まで)が一定期間2分の1に減額されます。

【減額期間】

平成18年1月1日～平成21年12月31日までに改修した場合→3年度分
 平成22年1月1日～平成24年12月31日までに改修した場合→2年度分
 平成25年1月1日～平成27年12月31日までに改修した場合→1年度分

【減額を受けるための手続き】

「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し次の書類を添付の

うえ、耐震改修工事完了後3か月以内に税務課に提出してください。耐震改修工事完了後3か月以上経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の該当欄にその理由を記載してください。

【添付書類】

- 1 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(発行は建築士等)
- 2 耐震改修工事費用が確認できるもの(耐震改修工事前後の写真及び領収書等)

※家屋の改築などにより現在の価格が適当でない家屋については、新たに評価を行い価格決定し、その価格を課税標準額とします。

固定資産税について、不明な点やご相談があればお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

- 税務課 固定資産係
 ☎ 893-1118
 吾北総合支所住民課
 ☎ 867-2300
 本川総合支所住民課
 ☎ 869-2112